

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者の皆さまへ

## 大玉村新型コロナウイルス感染症対策 中小企業等経営持続化繋ぎ交付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により  
売上が **30%**以上減収した月が、**1ヶ月**以上ある、  
大玉村内で事業を営む商工業者等で **個人事業者・  
小規模事業所・中小企業者**に  
**減収額の2/3、上限30万円**を交付します。  
(交付率売上減少額の2/3)

※交付金が30万円未満の場合は上限に達するまで複数回申請が可能

交付を受けるには、  
申請書のほか、令和元年並びに本年の月次売上が確認できる帳票、村税の滞納がない旨の納税  
証明書等が必要です。

### [対象事業者]

- ・ 中小企業等であって、村内に本店を置くもので、村内で事業を営んでいる者
- ・ 村内に住所を有する者で、村内で事業を営んでいる者
- ・ 事業収入が前年同月比で30%以上減収した月が1ヶ月以上ある者
- ・ 市町村税、国民健康保険税の滞納がなく、大玉村暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しない者
- ・ みなし大企業でないこと

### [対象月及び申請書提出期限]

- ・ 第1回目：令和2年2月～4月 ⇒ 申請書提出期限：令和2年5月29日（金）  
※第2回目（令和2年5月）以降も実施予定

### [申請書提出先]

- ・ 大玉村商工会 玉井字星内70 TEL 0243-48-3931  
詳しくは 大玉村役場産業課 TEL24-8096 / 大玉村商工会 TEL48-3931

## 水道料金の減免のお知らせ

上記の繋ぎ交付金の交付該当者のうち、飲食、小売、卸売、サービス業の方を対象に水道料金を減免  
いたします。

【減免率】 水道料金の1/2(住居と事務所等が共有の場合は1/3)

【申請方法】 上記の繋ぎ交付金決定時に「水道事業納付金減免申請書」を同封しますので、  
繋ぎ交付金の書類と併せて、提出してください。

【減免期間】 6月～11月(6ヶ月間)

詳しくは 大玉村役場建設課上下水道係 TEL24-8097

## 小規模事業者・中小企業者支援に向けた現在検討中の事項について

- 国で検討している、小規模事業者・中小企業者への家賃補助につきまして、国・県の動向を  
鑑みながら、村の追加補助を検討しています。
- 利子補給等の対応について、事業者の負担軽減のため、実施を検討しています。

## 持続化給付金に関するお知らせ

### 持続化給付金とは

経済産業省において、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

### 給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

#### ■売上減少分の計算方法

前年の総売り上げ(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12か月)

**給付対象の主な要件** ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、

ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。

2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

3. 法人の場合は、

①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、

②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

### 申請方法

持続化給付金ホームページより申請を行います。( <https://jizokuka-kyufu.jp> )

持続化給付金

検索

### 相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線]03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日除く日曜から金曜)